



鳥取県公報

平成18年6月16日(金)
第7796号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (419) (東部総合事務所農林局) 1
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (420) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (421・422) (西部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (423・424) (耕地課) 4
	土地改良区連合の定款の変更の認可 (425) (〃) 4
病院局示	放置自動車の廃物認定 (4) (総務課) 4
示	廃物として認定することが困難な放置自動車 (5) (〃) 5
調達公告	一般競争入札の実施 (税務課) 6
正 誤	平成18年5月19日付鳥取県公報第7788号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第419号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 根 正 雄	鳥取市気高町上光526
"	竹 田 喬	鳥取市気高町下石131
"	初 田 耕 一	鳥取市気高町日光1005
"	渡 辺 令 二	鳥取市気高町重高91
"	山 下 泰 之	鳥取市気高町下坂本272
"	吉 村 国 雄	鳥取市気高町富吉209
"	三 谷 正	鳥取市鹿野町小別所220
"	三 沢 信 伸	鳥取市気高町山宮272 - 3
"	森 定 雄	鳥取市気高町睦逢184
"	田 中 末 雄	鳥取市気高町八束水1244

監 事 平 尾 久 鳥取市気高町山宮173
 " 藤 本 武 夫 鳥取市気高町下光元479 - 11
 平成18年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 正 雄 鳥取市気高町上光526
 " 竹 田 喬 鳥取市気高町下石131
 " 松 本 一 師 鳥取市気高町常松209
 " 三 沢 信 伸 鳥取市気高町山宮272 - 3
 " 山 下 泰 之 鳥取市気高町下坂本272
 " 中 原 睦 夫 鳥取市気高町土居98
 " 森 本 善 博 鳥取市気高町日光451
 " 三 谷 正 鳥取市鹿野町小別所220
 " 山 下 義 信 鳥取市気高町会下65
 " 田 中 末 雄 鳥取市気高町八束水1244
 監 事 安 岡 大 次 鳥取市気高町下光元644 - 1
 " 箕 原 照 夫 鳥取市気高町八束水678
 平成18年4月1日就任 任期 4年

鳥取県告示第420号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月16日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 琴浦ふれあいデイ	東伯郡琴浦町大字赤碓1113 - 1	障害者デイサービス	平成18年4月1日

鳥取県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 村 瀬 秀 治 米子市二本木564

"	勝 部 浩	西伯郡伯耆町遠藤11
"	塚 田 義 治	米子市今在家277
"	後 藤 俊 治	西伯郡伯耆町吉長363
"	小 森 茂 春	米子市一部18
"	小 山 貞 彦	米子市浦津245
"	林 順 一	西伯郡日吉津村大字日吉津654
"	奥 田 益 己	西伯郡日吉津村大字日吉津889 - 6
"	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
"	戸 田 一 郎	米子市尾高1074
"	山 本 清 次	米子市下新印80
"	松 永 糸 雄	米子市二本木1159
"	大 谷 正 明	米子市河岡678
"	塚 田 早 苗	米子市東八幡119 - 1
"	小 山 博	西伯郡日吉津村大字富吉1083
"	北 嶋 實	米子市熊党179 - 2
"	山 崎 久 則	米子市古豊千866
"	石 原 貞 男	米子市上新印12
監 事	妹 尾 義 孝	米子市二本木281
"	石 原 真	米子市赤井手209 - 3
"	藤 山 陽	西伯郡日吉津村大字日吉津1512 - 2

平成18年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 山 貞 彦	米子市浦津245
"	北 嶋 實	米子市熊党179 - 2
"	山 本 清 次	米子市下新印80
"	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
"	吉 川 隼 躬	米子市一部395 - 1
"	松 本 正 繁	西伯郡日吉津村大字富吉1070
"	林 順 一	西伯郡日吉津村大字日吉津654
"	勝 部 宏 二	西伯郡伯耆町遠藤44
"	奥 本 将 雄	米子市上紙印234 - 3
"	松 永 糸 雄	米子市二本木1159
"	藤 山 俊 郎	米子市赤井手229
"	田 仲 定 雄	米子市東八幡253 - 3
"	田 嶋 正 躬	米子市古豊千32
"	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
"	大 山 弘 光	米子市二本木398
"	坪 内 直	西伯郡日吉津村大字日吉津313 - 3
"	大 谷 正 明	米子市河岡678
"	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
監 事	藤 山 陽	西伯郡日吉津村大字日吉津1512 - 2
"	後 藤 正 明	米子市尾高1713
"	高 塚 昌 巳	米子市吉岡13

平成18年4月5日就任 任期 4年

鳥取県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

監 事 後 藤 巖 米子市淀江町淀江730

平成17年10月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 野 島 啓 次 米子市淀江町淀江816 - 2

平成18年3月24日就任 任期 平成19年10月19日まで

鳥取県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成18年6月12日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成18年6月12日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を平成18年6月12日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第4号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第1項の規定に基づき、次の放置自動車を廃物として認定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年6月16日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

放置されていた場所	放置自動車の車名	塗色	その他放置自動車を特定する事項
鳥取市江津730（鳥取県立中央病院駐車場）	ダイハツ ミラ	白	車体番号 L200S - 529493

鳥取県病院局告示第5号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第8条第2項の規定に基づき、同条例第7条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成18年6月16日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

警告書をはり付けた日	放置されていた場所及び保管している場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成14年6月20日、 平成17年5月10日	鳥取市江津730（鳥取県立中央病院駐車場）	チェイサー 白 鳥取57ね6303	告示日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分	鳥取県立中央病院事務局総務課へ申出
〃	〃	不明 紺 鳥取57ま4299	〃	〃
〃	〃	ミニカ 白 鳥取40ね2764	〃	〃
〃	〃	アトレー 白 鳥取40ね1206	〃	〃
平成17年5月10日	〃	ローレル 白 鳥取500す3045	〃	〃
〃	〃	キャロル 紺	〃	〃
〃	〃	チェイサー 白 鳥取500た5896	〃	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県県税徴収金収納事務委託

取扱見込件数 20,000件

(2) 業務の仕様

鳥取県県税徴収金収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

平成18年10月1日から平成19年9月30日まで

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（収納事務に要する経費のうち基本料金（コンビニエンスストア1本部当たり必要な定額料金）を含む。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年6月30日（金）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

(3) 平成18年6月16日（金）から同年7月28日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第4条の3各号に定める要件をすべて満たしていること。

(5) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

(6) 平成18年6月16日（金）から同年7月28日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画係

電話 0857 - 26 - 7051

ファクシミリ 0857 - 26 - 7087

メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年6月19日(月)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の問合せ先へ電話又はファクシミリにより申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年7月28日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第3会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を次により提出しなければならない。

なお、事前提出物に関し、3の契約担当部局から説明又は記載事項を証明する資料等の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

平成18年7月7日(金)

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

(ア) 事前提出物を持参する場合は、(2)のアの提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 事前提出物を郵便等により提出する場合は、(2)のアの提出期限の日の午後5時(必着)までに書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより送付すること。

エ 事前提出物

(ア) 2の(1)、(5)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類

(イ) 収納金の保全(倒産リスク)対策に関する書類

(ウ) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務の受託実績に関する書類

(エ) 直近の決算期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

オ その他

(ア) 事前提出物その他関係資料等の提出に係る経費は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(イ) 事前提出物を提出した後に、2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、その旨を3の契約担当部局に速やかに申し出ること。

(ウ) 入札参加要件に係る審査結果は、文書で通知する。

ただし、この通知の日から入札の日までの間に2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該通知の内容にかかわらず入札に参加することはできない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正	誤
---	---

平成18年5月19日付鳥取県公報第7788号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 17から19まで

誤	公文書開示請求	118	70	50	0	0	6	0
---	---------	-----	----	----	---	---	---	---

正	公文書開示請求	119	70	50	0	0	6	1
---	---------	-----	----	----	---	---	---	---

頁 6

行 21から23まで

誤	合 計	136	85	52	1	0	6	0
---	-----	-----	----	----	---	---	---	---

正	合 計	137	85	52	1	0	6	1
---	-----	-----	----	----	---	---	---	---

頁 6

行 下から5から7まで

誤	公安委員会	0	0	0
---	-------	---	---	---

正	公安委員会	1	0	1
---	-------	---	---	---

頁 7

行 18から20まで

誤	合 計	134	31	165
---	-----	-----	----	-----

正	合 計	135	31	166
---	-----	-----	----	-----

頁 7

行 27から29まで

誤	(1) 県の区域内に住所を有する者	61	0	61
---	-------------------	----	---	----

正	(1) 県の区域内に住所を有する者	62	0	62
---	-------------------	----	---	----

頁 7

行 下から19から21まで

誤	合	計	118	18	136
---	---	---	-----	----	-----

正	合	計	119	18	137
---	---	---	-----	----	-----